

住所異動時の小・中学校の手続きについて

1. 斜里町より他の市町村へ異動する場合

- ① 現在通学をしている小中学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けて下さい。
- ② 異動先の役所にて住所の異動をして下さい。（転入手続き）
- ③ 住所移動後に「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参の上、異動先の教育委員会で手続きをして下さい。

2. 他市町村より斜里町へ異動する場合

- ① 現在通学をしている小中学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けて下さい。
- ② 斜里町役場住民生活課戸籍住民係にて住所の異動をして下さい。
- ③ 住所移動後に「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参の上、斜里町教育委員会（役場庁舎2階13番）で手続きをして下さい。

3. 町内で異動をする場合

(1) 同じ通学区域内で異動をする場合

住所の変更について、現在通学をしている小中学校へ報告をして下さい。

(2) 通学区域内を越えて異動をする場合

- ① 現在通学をしている小中学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けて下さい。
- ② 斜里町役場住民生活課戸籍住民係にて住所の異動をして下さい。（転居手続き）
- ③ 住所の移動後に「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参の上、斜里町教育委員会（役場庁舎2階13番）で手続きをして下さい。

4. 参考（斜里町小学校、中学校通学区域について）

斜里町の小中学校児童生徒の義務就学の適正と学校配置の健全な運営を図るために「斜里町小学校、中学校通学区域規則」により別表の通り通学区域が定められています。

別表1 斜里町小学校、中学校通学区域

学校名		通学区域
1	斜里小学校	文光町、港町、港西町、西町、新光町、青葉町の全域 前浜町 4-1~3、4-20~24、5-1~4、6-1~4 豊倉 35~60、86~104、137（豊倉60番地の内枝番2、4~19、43~47の地域） 美咲の全域、大栄の全域
2	朝日小学校	本町、朝日町、光陽町の全域 前浜町 1、2、3、4-4~19、5-5~12 豊倉 60~85、105~111、116~117、120、136、153~172、（豊倉60番地の内枝番1、3、20~42、48~67の地域） 以久科北 3~11、13~32、35~53、58~59、64~65、68、103~106 三井、豊里の全域
3	以久科小学校	以久科南の全域 以久科北 3~11、13~53、58~59、64~65、68、103~106を除く全域 豊倉 112~115、118~119、121~135、138~152 富士の全域 越川の全域
4	朱田小学校	朱田東、朱田、朱田西の全域
5	川上小学校	中斜里、川上、来運の全域
6	峰浜小学校	峰浜、日の出の全域
7	ウトロ小学校	イワウベツ、ウトロ東、ウトロ西、ウトロ香川、ウトロ中島、ウトロ高原、真鯉
8	斜里中学校	斜里小学校の通学区域 朝日 // // 以久科 // // 朱田 // // 川上 // // 峰浜 // //
9	ウトロ中学校	ウトロ小学校の通学区域